

鴨川市地域防災計画【概要版】

令和8年3月改訂

1 地域防災計画とは

◆地域防災計画の目的

鴨川市地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせる鴨川市をつくることを目的として策定しており、市、国、県、消防、警察、ライフライン事業者、住民、事業所等が、それぞれの役割をもって防災対策を行うこととしています。

◆計画の基本方針

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関が、全ての災害対策を行うことは困難です。このため、本計画では住民、自治会・自主防災組織・事業者等による「自助・共助・公助」の連携を基本としています。

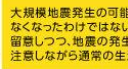
◆地域防災計画の構成

本計画は、地震・津波災害（南海トラフ地震を含む）、風水害、大規模事故等の災害別に、平時に行う予防計画、災害時に行う応急対策計画、災害からの復旧・復興計画を定めています。

◆南海トラフ地震対策への備え

南海トラフ地震が発生した場合、市内の最大震度は5弱、地震発生から最短45分で高さ1mの津波が到達し、最大津波高は8mに達すると予測されています。

南海トラフ巨大地震が発生する可能性があるときは南海トラフ地震臨時情報が発表され、皆さまに伝達しますので、地震、津波に備えた行動をとりましょう。

南海トラフ地震臨時情報「警戒」発表時にとるべき行動		
南海トラフ地震臨時情報		
巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
<p>日頃から地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらずくに避難するための準備</p> <p>地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難</p> <p>要配慮者を考慮し、事前避難を実施</p> 	<p>日頃から地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらずくに避難するための準備</p> <p>つねに家族の所在場所を把握</p> <p>非常用袋やヘルメットを玄関に</p> <p>寒い時は靴元にはきかれた靴を置いておく</p> 	<p>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p> <p>通学 通勤</p> 
<p>日頃から地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらずくに避難するための準備</p> <p>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p> 	<p>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p> <p>通勤 通学</p> 	<p>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p> <p>散歩</p> 

※通常とは異なる停電・断水が予測される場合は、停電の変化が収まってから変化した期間と同程度の期間が経過したときまで 日本気象協会 tenki.jp 内閣府防災情報ページより編集して作成

南海トラフ地震臨時情報発表時の行動（気象庁）

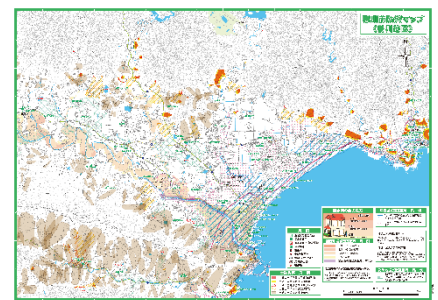
2 災害危険性

◆地震

元禄地震（マグニチュード 8.2）が発生した場合、市内の最大震度は6強で、建物の全壊が約3,000棟、死者が約240人、負傷者が約370人（うち重傷者約70人）に上ると予測されています。また、地震に伴う津波が海岸部一帯に到達すると予測されています。

◆洪水・土砂災害・高潮

市内には主な河川が氾濫した場合の浸水想定区域が、河道沿いや河口付近の平地部に指定されているほか、高潮が発生した場合の浸水想定区域が漁港区域等に指定されています。また、大雨等で土砂災害の危険がある土砂災害警戒区域が、市内各所に729箇所指定されています。



鴨川市防災マップ
(災害危険区域等を確認できます)

3 災害予防（災害への平時の備え）

◆防災知識の普及・防災意識の啓発

防災マップの配布、防災体験会、防災教室（右写真参照）等で防災知識の普及・啓発に努めています。



◆自主防災組織の育成

各地域で自発的に防災活動を行う自主防災組織の強化を図るため、市では防災活動に対して補助金を交付しています。

◆耐震化の促進

鴨川市耐震改修促進計画に基づき、市有建築物の耐震化を進めるとともに、住宅等の耐震化を促進しています。また、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断費用や耐震改修工事費用の一部を補助しています。

◆防災訓練の推進

市と関係機関が連携して、市民参加型の災害対応訓練や防災体験会を実施しています。（右写真参照）。



◆食料等の備蓄

家庭において最低3日間（推奨1週間）の飲食料や生活用品を備蓄するよう、市民の意識啓発を進めます。また、市の現物備蓄を進めるほか、企業等との災害協定により、食料、物資等を災害時に円滑に調達する体制を整備しています。

◆避難場所・避難所の指定

住民が災害から避難する場所、避難生活をする場所を提供するため、次のような機能別に避難場所・避難所を指定し、感染症対策を含めた環境を整備しています。

種類	機能	指定状況
指定緊急避難場所	差し迫った災害から危険を回避し、命を守るために一時的に避難する場所	学校、公民館、寺社等（98箇所）
指定避難所	住居が被災した住民が一定期間避難生活をする施設	学校、公民館等（27箇所）
津波避難ビル	津波からの避難が困難とされる地域に対して、緊急的、一時的に避難する場所	民間の宿泊施設、マンション、店舗等（40箇所）
福祉避難所	住居が被災した要配慮者等が一時滞在する施設で、災害時に必要に応じて開設する	市内11の福祉施設と協定を締結

◆避難行動要支援者名簿・避難支援プラン（個別避難計画）の作成

要介護高齢者、障害者等で自ら避難することが困難な方々のため「避難行動要支援者名簿」を作成し、民生委員等の避難支援等関係者と共有しています。

また、要支援者ごとの避難支援の実施方法を定めた避難支援プラン（「個別避難計画」）の作成を進め、避難支援体制の整備、充実を図ります。

避難行動要支援者名簿の作成対象者		
① 75歳以上の一人暮らしの者	② 75歳以上のみで構成された世帯に属する者	
③ 要介護3・4・5の認定を受けている者	④ 身体障害者手帳1・2級を所持する者	
⑤ 療育手帳④又はAの1、Aの2を所持する知的障害者	⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者	
⑦ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者	⑧ 乳幼児（0～3歳）	⑨ 妊産婦
⑩ その他災害時の自力避難に不安を抱く者等で、市長が支援を必要と認めた者		

4 災害応急対策（災害時の対応）

◆市の防災体制

市では、市内で震度5強以上を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や特別警報が発表されたとき等に、災害対策本部を設置して総合的な応急対策を行います。

また、大規模な災害のため、市だけでは対応が困難な場合は、県、他市町村、自衛隊、災害協定を締結する団体（右表参照）等に災害対策の応援協力を要請します。

協力分野	主な災害協定団体
自治体相互応援	千葉県内全市町村、東京都荒川区、大阪府泉南市ほか
救援物資等	千葉県LPガス協会、コメリ、コカ・コーライーストジヤパン、セブン-イレブンジヤパン、カインズほか
調査・情報・燃料供給等	千葉県土地家屋調査士会、千葉県石油商業協同組合、市内郵便局、ヤフーほか
インフラ復旧等	NTTドコモ、千葉県環境保全センター、東京電力パワーグリッドほか

◆情報伝達・災害相談

災害時には、防災行政無線、防災ラジオ、鴨川市安全・安心メール、鴨川市ホームページ、SNS、広報車、広報紙、報道機関等を活用して被害情報や避難情報、生活支援情報等を発信します。

また、市役所や支所等に災害相談窓口を設置し、被災者からの問い合わせ、相談に対応します。

鴨川市安全・安心メールは、防災・防犯などの緊急情報をスマートフォン等へ電子メールでお知らせするサービスです。右のQRコードを利用するか、t-kamogawa@sg-p.jp へ空メールを送って登録してください。

また、防災行政無線放送を屋内で聞ける防災ラジオを、1世帯1台まで3,000円で貸与しています。ご希望の方は市役所、支所、出張所で申請してください。



◆消火・救助活動

地震により火災が発生した場合、消防署・消防団は、防災拠点となる施設を優先し、風向きや建物分布等を勘案しつつ、効果的な消火活動を行います。

行方不明者が発生した場合は、救助隊を編成して救出活動を実施します。

◆避難情報の発令

河川の氾濫や高潮による浸水、土砂災害等が発生するおそれがある場合は、防災気象情報等を活用して次の3種類の避難情報を発令します。

避難情報（警戒レベル）	主な発令基準	状況・とるべき避難行動
緊急安全確保（レベル5）	<ul style="list-style-type: none"> ■キキクルが「災害切迫（黒）」 ■河川による氾濫、土砂災害を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生又は切迫！ ■命の危険、直ちに安全確保
避難指示（レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■キキクルが「危険（紫）」 ■土砂災害警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> 災害のおそれ高い！ ■危険な場所から全員避難
高齢者等避難（レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ■キキクルが「警戒（赤）」 ■大雨警報（土砂災害） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害のおそれあり！ ■危険な場所から高齢者等は避難

◆避難所の開設・運営

避難情報の発令時などに避難所を開設し、避難者の健康、プライバシー、ペット同行避難等に配慮して受け入れます（右写真参照）。

また、避難所自治組織を立ち上げて避難者と関係者が連携し、男女のニーズ等に配慮して避難所を運営します。

一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害者には、福祉避難所を設置して対応します。



◆医療救護

避難所や医療機関等に救護所を設置し、医師会に医療救護班の派遣を要請して負傷者のトリアージ（傷害等の程度判定）や応急処置を行います。

救護所で重症や中等症と判定された場合は、災害拠点病院（亀田総合病院）や救急告示病院（市立国保病院、東条病院）等へ搬送します。

◆水・食料・生活必需品等の配布

断水地区の災害拠点病院、透析医療機関等に緊急給水を行うほか、避難所等に給水拠点を設置して市民等に飲料水を配布します。

避難所では、避難所や在宅等の避難者に、食料や飲料水、生活必需品等を配布します。

◆交通規制

市内の国道や県道は緊急輸送道路に指定されており、大規模な災害時は、消防車等の通行を確保するため、一般車両の通行を制限したり、放置車両等を移動したりすることがあります。

◆被災建築物・被災宅地の危険度判定

地震で被災した建物は余震で倒壊するおそれがあり、また、斜面を造成した宅地等は余震や大雨で地盤が崩れるおそれがあります。

二次災害を防ぐため、大規模災害では建物や宅地の応急危険度判定を行い、判定結果を示すステッカー（右図参照）を表示します。



◆罹災証明の交付

罹災証明は、被災者生活再建支援金等の受給、市税の減免等に必要な証書です。二次災害等の危険が解消した後に住家の被害状況を調査して被害程度を判定し、罹災証明書を交付します。

◆応急住宅の提供等

住居を失った被災者には、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の借り上げ、仮設住宅を建設などにより、応急的な住宅を提供します。また、半壊等の被害を受けた住宅の応急修理を支援します。

◆トイレ・災害廃棄物処理

断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えない場合は、避難所等に仮設トイレを設置します。

倒壊家屋等のがれきや破損した家財等が大量に発生した場合は、がれき等を仮置きする一時集積場所を確保して受け入れます。

◆ボランティア活動センターの開設

大規模な災害時は、鴨川市総合運動施設にボランティア活動センターを設置し（右写真参照）、ボランティアの受付・登録、ボランティアとニーズのマッチング等を行います。



5 南海トラフ地震対策

被災者の一日も早い生活再建のため、支援金の支給、資金の貸付、雇用の確保、税金や公共料金の特例措置等を行います。また、被災した中小企業者、農林漁業者等に、復旧に必要な資金の融資等を行います。

また、被災した公共施設やインフラ施設等を速やかに復旧するため、国の財政支援を受けて災害復旧事業を実施します。大規模災害の場合は、関係機関・団体、市民等との合意形成の下、復旧・復興の基本方針を定めて復興計画を策定し、復興事業を推進します。